

船員の新しい社会保険制度

現行 (平成21年12月末まで)

改正の背景 被保険者の減少、船員保険特別会計の見直し、社会保険庁の廃止 等

平成22年1月以降

船員保険

総合的な社会保険制度として、
昭和15年創設

失業部門

雇用保険制度に統合

職務上疾病・年金部門

労災保険制度に統合

職務外疾病部門

新・船員保険法で担保

根拠: 船員保険法
運営: 社会保険庁
〔船員保険特別会計〕
(12月末で廃止)
徴収等: 社会保険事務所

新たに健保組合を設立するよりも、既存の法人を運営主体とした方が、運営コストを抑え、効率的、安定的な業務が実施できる。

徴収業務は、厚生年金を徴収することとなっている「日本年金機構」が併せて行うことにより、事務の効率性や船舶所有者の負担の軽減が図られる。

雇用保険

根拠: 雇用保険法
運営: 厚生労働省
〔労働保険特会(雇用勘定)〕
徴収等: 都道府県労働局

労災保険

根拠: 労働者災害補償法
運営: 厚生労働省
〔労働保険特会(労災勘定)〕
徴収等: 都道府県労働局

健康保険

陸にない独自給付は、健康保険制度と一体的に運営

根拠: 新・船員保険法
運営: 全国健康保険協会
・別勘定で運用(「健康保険勘定」&「船員保険勘定」)
・船舶所有者、被保険者、学識経験者で構成する「船員保険協議会」を設置し、運営について意見を聴取
適用・徴収: 日本年金機構(平成22年1月設立)

船員独自の給付

・行方不明手当
・傷病手当の上乗分 等

厚生年金は、昭和61年に統合済

全国健康保険協会
健康保険法第7条の2に基づき平成20年10月設立
通称「協会けんぽ」

〔参考〕既存の健康保険制度

	国民健康保険(国保)	協会けんぽ(政府管掌健康保険)	組合健保	共済保険
対象	自営業者と家族 & 同種の事業	主に中小企業の社員と家族	主に大企業の社員と家族	公務員と家族
運営	市町村 & 国民健康保険組合	協会けんぽ	企業の健康保険組合	共済組合
根拠	国民健康保険法	健康保険法	健康保険法	地方公務員等共済組合法 等

平成22年1月1日以降の雇用保険制度の運用について

